

## 令和6年度 高城中学校部活動運営方針

### 1 部活動のねらい

- (1) 部活動を通して、礼儀・マナー・責任感・協調性・公正・公平な態度・規範意識・望ましい人間関係等を身につけ、社会生活に通用する態度等を養う。
- (2) 目標達成のために努力をし、耐性のある生徒の育成を図る。
- (3) 基本的な生活態度を身につけ、余暇を有効に活用する能力を養う。

### 2 部活動担当者会の運営について

#### (1) 部活動担当者会の組織・任務

部活動担当者会は、各部活動の担当者及び校長、教頭、生徒指導主事、保体部長で組織し、部活動運営に関する諸事項の協議を行う。保体部部活動担当者が議長を務める。

#### (2) 運営方針

- ① 部活動運営の基本方針の確立
  - ② 全生徒の部活動に関する実態の把握
    - 部員と活動状況の把握
    - 休みがちな部員の理由の解明と対策
  - ③ 新入生の加入に関する事項の調整
  - ④ 練習の曜日、場所、時間等に関する調整
  - ⑤ 部活動関係施設の調整・維持
  - ⑥ 学校行事、施設用具使用に関する部活動の関わり
  - ⑦ 新入生の加入に関する事項の調整
  - ⑧ 部活動生の問題行動への対応、練習の曜日、場所、時間等に関する調整
  - ⑨ 外部指導者に関する事項について
  - ⑩ 部活動担当者会の年間運営計画新入生の加入に関する事項の調整
- ※ 部活動担当者会は必要に応じ臨時に開催することもあります。

### 3 部活動指導事項について

#### (1) 各部活動運営上の留意事項

- ① 教育活動としての部活動の意義を理解し、全職員で指導にあたる。
- ② 生徒全員の部活動加入を推進する。
- ③ 各部との横の連絡を密にし、望ましい部活動づくりに努力する。
- ④ 各部保護者会等を通じて、理解・協力を得ながら活動する。
- ⑤ 技術指導のみならず、心身の健全育成を目的とし、計画的な活動を心がける。
- ⑥ 日常生活(家庭・学校)に還元のある活動に努める。

#### (2) 入部について

- ① 全生徒への積極的な参加を勧めることを原則とするが、生徒の希望を第一とする。
- ② 保護者の承諾と責任において入部し、活動するものとする。
- ② 正規の入部届けを、学級担任を通して部活動担当者に提出し、入部を決定する。

#### (3) 転・退部について

- ① 部活動を諸事情により転・退部するときは、部活動担当者の承諾と保護者の同意のもと、退部届けを部活動担当者に提出する。
- ② 転部の場合は、入部先の部活動担当者あてに入部届けを提出する。

#### (4) 練習時間について(※日没の様子を見て変更する場合がある)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
18:15	18:15	18:15	18:15	18:15	18:15	17:30
11月	12月	1月	2月	3月	春・夏・冬休み	
17:30	17:30	18:15	18:15	18:15	3時間	

#### ① 練習時間は学校の放課後を主とし、

- 原則として授業日の毎週水曜日は、リフレッシュデーとして、部活動を休止し、全員退庁時刻を守る。
- 原則として土曜・日曜のいずれかを部活動休止とする。
- 大会等の参加によりやむを得ず、休止日を設けられない場合、別日に積極的に休止日を設けることとする。年間 96 日を休止日の目安とする。

- 各部とも年間活動計画を作成すること。
- 右記期日(期間)は原則として部活動は休止とする。定期テスト→(3日前)
- 原則として学校閉庁日と年末年始休業日は、部活動休止とする。

② テスト期間等に大会があり、練習が必要な場合、事前に「A保護者の許可を得る B学校の許可を得る」が条件で活動を許可する。ただし活動時間は原則として、1時間程度とする。

③ 第3日曜日の「家庭の日」は原則休日とする。ただし、大会前や大会等がある場合には、その限りではなく、他の土・日曜日に代替して休日を設ける。

④ 校内で対外試合を行った場合は、該当部活動担当者が施設・後片づけ等、責任を持って行うこと。

⑤ 学校授業時における早朝練習・昼休みの練習については、原則として実施しない。

(5) 問題行動を起こした生徒・部への対応について

① 学校生活の中で生徒が問題行動を起こした場合は、原則として学年・学級で対処するが、必要に応じて生徒指導主事、該当生徒の学年主任、部活動担当職員、部活動担当者で話し合いの場を設定し、指導内容・方法を協議する場合がある。

② 部活動内で生徒が問題行動を起こした場合は、生徒指導主事、該当生徒の学年主任、部活動担当職員、部活動担当者で話し合いの場を設定し、指導内容・方法を協議する

③ 指導期間中は、該当生徒は部活動に参加できないものとする。

(6) 自転車の利用について

学校外で練習等を行う場合は、部活動担当者会・職員会の承認を得て、該当部員の自転車通学を認める。(校内で練習等行う日は認めない) その際、生徒指導部の自転車係担当教師に、当該部員氏名を報告すること。夏季休業等での徒歩通生徒の自転車利用は、原則として認めない。

(7) 外部指導者及び部活動支援者の導入について

① 外部指導者について

サッカー・バドミントン・軟式野球・女子バレー・男子ソフトテニスにおいて導入する。

② 部活動支援者について

原則、各部活動に1人以上を導入することとする。

(8) 部活動入部計画について

○ 1年生について

4月12日(金)~26日(金)	部活動見学・体験期間(下校時刻17:30) ※ 部活動担当者がいない場合は、見学のみ。
4月12日(金)	「入部願」配布
4月15日(月)~5月18日(土)	「入部願」締め切り

※ 正式に部活動生として活動するのは、「入部願」が部活動担当者に了承された時点とする。

※ 部によっては、安全面等を考慮し、活動の制限をする。(下校時刻や練習メニュー等)

(9) 生徒減少に伴う部活動運営について

総合体育大会終了後、何らかの事情により部員が完全にいなくなり、さらに、新年度になってそれぞれの競技の必要人数に部員が達しなかった場合は、原則として廃部とする。今後、部活動の数が増加することは、原則としてあり得ない。